

「住宅確保要配慮者への居住支援に関する調査－住宅施策と福祉施策の連携を中心として－」の結果に基づく通知に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

【通知先】国土交通省、厚生労働省 【通知日】令和7年3月28日 【回答日】令和8年4月21日 国土交通省、厚生労働省

！ 背景と目的

- ◇ 住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者等）の賃貸住宅への円滑な入居に向け、入居前の相談対応から入居中や退居時の支援までの切れ目のない支援体制の構築を図るため、令和6年に「住宅セーフティネット法」が改正され、都道府県・市区町村における居住支援協議会の設立の努力義務化など、住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備の推進が規定
- ◇ 地方公共団体の居住支援の取組を支援するための方策の検討に資するため、市区町村等における取組の実態を調査

国土交通省及び厚生労働省に対し、以下の事項等を行うことを通知

- ① 市区町村協議会の設立手順等の周知徹底、既存会議体の活用が可能である旨の明確化
- ② 市区町村の各部局が共有可能な情報の例やこれを活用して実施が期待される取組例の提示
- ③ 居住支援法人に関する情報を都道府県から市区町村に提供することの促進

✓ 改善措置

✓ 通知を踏まえた国土交通省及び厚生労働省の取組等

- 市区町村職員等を対象とした全国説明会及び各種セミナー・勉強会等において、調査結果も踏まえ改訂された「居住支援協議会設立の手引き～居住支援協議会はじめの一步～」を活用し、
 - ・ 市区町村協議会の設立に必要な手順として、設立手順に係る各段階の到達目安や取組例、留意点を周知
 - ・ 市区町村の住宅部局や福祉部局等が把握する住宅ストックの状況や、生活困窮者に対する相談事業の状況等の居住支援に係る情報を整理・共有することの重要性について周知
- 都道府県・市区町村に対し、国土交通省及び厚生労働省の連名通知を発出し、
 - ・ 既存の福祉関係の会議体を活用して協議会を設立・運営する場合における留意点を周知
 - ・ 住宅ストックの状況に応じて、公営住宅を目的外使用させる取組を検討するよう依頼
 - ・ 都道府県において、指定した居住支援法人に関する詳細な情報を把握した場合には、指定した居住支援法人の同意を得た上で、当該居住支援法人の情報を関係市区町村に提供するよう周知

1 住宅部局と福祉部局の連携（市区町村居住支援協議会の設立等）

制度の概要

- ◇ 国土交通省は、「関係機関・団体等が継続的に連携・協働しながら地域の資源をつなぎ、総合的・包括的な地域の居住支援体制の整備を進めるつながりの場」として、協議会※の活用を推進 ※ 47都道府県100市区町村が設立済み（令和6年3月末時点）
- ◇ 住宅セーフティネット法の改正により、地方公共団体が単独又は共同して協議会を設立することが努力義務化

当省の意見

市区町村に対し、下記の周知徹底を図ること※1

- ・ 協議会の設立に必要な具体的な手順
- ・ 都道府県協議会との役割分担

また、下記を明確化し、提示すること

- ・ これまで生活困窮者等の住宅に係る相談についても対応してきた既存の会議体を活用して市区町村協議会を設立・運営することができる旨及びその際の留意点

<主な調査結果>

- 調査対象48市のうち30市で協議会の設立について未検討など、住宅部局と福祉部局の間で情報共有等の連携体制が確立されていない状況
- 市区町村協議会の設立に関する具体的な手順及び都道府県協議会と市区町村協議会との役割分担の提示を求める意見あり
- 協議会の設立に係る負担を過度に捉えるなどの市あり

※1 従前の手引の改訂に活用してもらうため、調査結果の一部を事前に国土交通省に情報提供した。当該結果も踏まえて改訂された手引（「居住支援協議会設立の手引き～居住支援協議会はじめの一步～」）には、協議会の設立に必要な具体的な手順や都道府県協議会との役割分担に係る説明が盛り込まれている。

改善措置状況

- 全国説明会※2及び各種セミナー・勉強会等※3において、下記の事項を提示している手引について紹介し、周知
 - ・ 市区町村協議会の設立に必要な手順として、**設立手順に係る各段階の到達目安や取組例、留意点**
 - ・ **市区町村協議会及び都道府県協議会に関するそれぞれの役割**
- **市区町村等**に対し、既に設置されている福祉関係の会議体及び協議会の特性を説明した上で、これら既存の**福祉関係の会議体を活用して協議会を設立・運営する場合における留意点**を周知

※2 都道府県・市区町村職員（住宅部局・福祉部局）及び関係事業者（不動産関係事業者、福祉関係事業者、居住支援法人等）を対象に、全国9都市で開催。参加者延べ2,425人

※3 手引等の説明を中心としたセミナー・勉強会等。都道府県・市区町村職員（住宅部局・福祉部局）及び関係事業者（不動産関係事業者、福祉関係事業者、居住支援法人等）を対象に、令和7年度に48か所で実施

2 住宅部局と福祉部局の連携（市区町村の居住支援の取組）

制度の概要

- ◇ 国土交通省は、社会福祉法人等が行う住まいに困窮する者への支援のために公営住宅を使用させること（公営住宅の目的外使用）が可能な場合の取扱いを整理し、地方公共団体に通知
- ◇ 国土交通省及び厚生労働省は、住宅部局が把握した公営住宅入居者のうち支援が必要と思われるものを福祉部局につなぐなど、両部局の連携の推進について、地方公共団体に通知

当省の意見

市区町村に対し、下記を提示すること

- ・ **各部局が把握可能で他部局に共有可能な居住支援に関する情報**（公営住宅の管理等に関する情報、生活困窮者への支援策等）の例
- ・ **上記の情報を活用して実施が期待される取組の例**及びその取組が求められる具体的な状況や留意点

<主な調査結果>

- 住宅部局と福祉部局の連携についての必要性の認識が両部局で異なる事例が散見
 - ・ 住宅部局は公営住宅により対応可能と認識している一方、福祉部局は公営住宅に加えて民間賃貸住宅の確保が必要と認識している事例
 - ・ 公営住宅の空き住戸の活用について、福祉部局が公営住宅の目的外使用を要望したが、例外措置であるなどと考える住宅部局に断られた事例
- 調査対象48市のうち、22市の住宅部局と26市の福祉部局は、居住支援に関して、住宅部局及び福祉部局が担う範囲・役割に悩みながら対応している状況

改善措置状況

- **全国説明会、各種セミナー等において、住宅部局や福祉部局等が把握する住宅ストックの状況や生活困窮者に対する相談事業の状況等の居住支援に係る情報を整理・共有するためのツールとなる「目線合わせのための取組み診断シート」及び「基礎情報把握シート」の活用を推奨**
- 市区町村等に対し、**住宅ストックの状況に応じて、公営住宅を目的外使用させる取組を検討するよう依頼するとともに、下記の事項を提示**
 - ・ **被災者やDV被害者等の緊急に住宅の確保が必要な者に対する居住支援の取組例**
 - ・ **緊急に住宅確保をした際に、入居者が当該住宅の入居者資格を満たさない場合の対応に係る留意点**
 - ・ **公営住宅の家賃を滞納している場合など、居住支援の必要が考えられ得る端緒となる具体的な状況**

3 都道府県から市区町村への居住支援法人の情報の提供

制度の概要

- ◇ 居住支援法人は、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談対応等の業務を実施する団体（851法人。令和6年3月末時点）
- ◇ 都道府県は、居住支援法人の指定を受けようとする者から提出された申請書等を基に審査し指定を行う事務を実施

当省の意見

都道府県に対し、**指定した居住支援法人に関する詳細な情報**（業務内容・範囲、活動実績、得意分野等）を**市区町村に提供**するよう促すこと

<主な調査結果>

- 市区町村の居住支援法人の活動等に対する理解不足により、市区町村との関係構築に苦慮しているとする法人あり（9法人／調査対象45居住支援法人）
- 居住支援法人の業務内容・範囲、活動実績、得意分野等の情報の提供を希望する市あり（18市／調査対象48市）
- 調査対象15県全てにおいて、申請書等により、居住支援法人の業務内容、得意分野等の情報を把握可能（居住支援法人の情報を積極的に市区町村に提供している県下の市から、当該情報は有益との意見あり）

改善措置状況

- 都道府県に対し、**指定した居住支援法人に関する詳細な情報**（業務内容・範囲、活動実績、得意分野等）を**把握した場合には、指定した居住支援法人の同意を得た上で、当該居住支援法人の情報を関係市区町村に提供**するよう周知
- 上記により、**地域における総合的かつ包括的な居住支援体制の整備**に向け、**居住支援法人与市区町村の一層の連携を促進**

住宅確保要配慮者への居住支援に関する調査 —住宅施策と福祉施策の連携を中心として— の結果に基づく通知に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 令和6年8月～7年3月
- 2 対象機関 調査対象機関：国土交通省、厚生労働省
関連調査等対象機関：都道府県（15）、市区町村（48）、関係団体（45）

【通知日及び通知先】 令和7年3月28日 国土交通省、厚生労働省

【回答年月日】 令和8年4月21日 国土交通省、厚生労働省 ※改善状況はそれぞれ令和8年3月31日現在

【調査の背景事情】

- 低額所得者や高齢者等の住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）は、国土交通省の調査によると、その入居に関して、一定割合の賃貸人から拒否感を抱かれているとされており、住宅の確保等に係る支援（以下「居住支援」という。）が必要とされている。
- これまで、住宅確保要配慮者に対する居住支援に係る施策は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）や、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）等により、進められてきた。また、住宅確保要配慮者への居住支援については、主に、地方公共団体の住宅部局及び福祉部局のほか、住宅セーフティネット法に基づき、都道府県知事から指定を受けた住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）等により行われている。
- そうした中で、近年の単身高齢者世帯の増加等を背景として、居住支援のニーズの高まりが見込まれること等を踏まえ、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に向け、入居前の相談対応から入居中や退居時の支援までの切れ目のない支援体制の構築を図ることなどのため、令和6年通常国会において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号。以下「令和6年住宅セーフティネット法改正法」という。）及び生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）が成立し、今後、住宅部局と福祉部局の連携が一層求められる状況となっている。
- 本調査は、上記2本の改正法の全面施行に向け、国土交通省及び厚生労働省が、市区町村の住宅部局と福祉部局の連携に係る内容も含め、市区町村等が行う居住支援の取組を支援するための方策について検討・展開することとしている状況を踏まえ、市区町村等における居住支援の取組の実態等を調査し、国における今後の効果的な施策の立案・実施に資するために実施したものである。

通知事項等	国土交通省及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>1 市区町村における住宅部局と福祉部局の連携</p> <p>(1) 居住支援協議会の設立等</p> <p>(通知要旨)</p> <p>国土交通省及び厚生労働省は、両省において協議の上、市区町村における居住支援協議会（注）の設立の検討に資するため、市区町村に対して、市区町村居住支援協議会の設立に必要な具体的な手順及び都道府県居住支援協議会との役割分担について周知徹底を図ること。</p> <p>また、市区町村に対して、これまで生活困窮者等の住宅に係る相談についても対応してきた既存の会議体を活用して市区町村居住支援協議会を設立・運営することができる旨及びその際の留意点を明確化し、提示すること。</p> <p>（注）住宅セーフティネット法に基づき、設立される住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。以下同じ。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 居住支援協議会は、都道府県又は市区町村のほか、①住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、②住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者を構成員として設立するものとされている。また、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針（平成29年国土交通省告示第965号）においては、「関係者が密接に連携するためのプラットフォームとして居住支援協議会を設立し、相互の情報共有、住宅確保要配慮者や賃貸人に対する情報提供等に取り組む必要がある」とされており、居住支援の取組における居住支援協議会の活用が推奨されている。</p> <p>○ 令和6年住宅セーフティネット法改正法により、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化のため、従来設立が任意であった居住</p>	<p>→ 国土交通省及び厚生労働省は、都道府県・市区町村職員及び関係事業者を対象に、全国9都市において「令和7年度 改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会～住宅と福祉の関係者が連携した地域の居住支援体制の構築と市場環境の整備～」(以下「全国説明会」という。)(注1)を共同開催し、総務省の調査結果「住宅確保要配慮者への居住支援に関する調査結果(概要)－住宅施策と福祉施策の連携を中心として－」についても周知を行った。</p> <p>国土交通省は、総務省の調査結果も踏まえ、「居住支援協議会設立の手引き～居住支援協議会ははじめの一步～」(以下「手引」という。)を令和7年3月19日に作成し、同月に国土交通省ホームページに掲載するとともに、全国説明会及び各種セミナー・勉強会等(注2)においても説明、周知を行った。手引では、市区町村居住支援協議会の設立に必要な手順として、設立手順に係る各段階の到達目安や取組例、留意点等を具体的に記載するとともに、市区町村居住支援協議会及び都道府県居住支援協議会について、それぞれの役割を説明している。</p> <p>(注) 1 令和6年住宅セーフティネット法改正法による改正後の住宅セーフティネット法や関係省令等を含む制度の詳細や運用、生活困窮者自立支援制度等による福祉分野における居住支援に関する取組状況や連携・活用方法等に係る説明のため、都道府県・市区町村職員(住宅部局・福祉部局)及び関係事業者(不動産関係事業者、福祉関係事業者、居住支援法人等)を対象に、令和7年6月10日東京都(オンライン配信あり)、同12日香川県、同13日新潟県、同16日福岡県、同17日広島県、同19日大阪府、同20日愛媛県、同23日宮城県、同25日北海道で開催。参加者延べ2,425人(うちオンライン配信用アカウント配布数1,347人)</p> <p>2 都道府県・市区町村職員(住宅部局・福祉部局)及び関係事業者(不動産関係事業者、福祉関係事業者、居住支援法人等)を対象に、令和7年度に48か所得手引等の説明を中心としたセミナー・勉強会等を開催(令和8年3月31日時</p>

通知事項等	国土交通省及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>支援協議会について、地方公共団体は単独又は共同して設立することが努力義務とされた（当該規定は令和7年10月1日施行）。</p> <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査対象48市のうち30市では、居住支援協議会の設立などの居住支援に関する住宅部局及び福祉部局の連携体制の整備について、特段検討している状況はみられなかった。 ○ 居住支援協議会の設立に向けて検討している7市のうち5市からは、予算措置や体制づくりなど、居住支援協議会の設立に向けた具体的な手順が分からず苦慮するなどの意見があり、市における居住支援協議会の設立を支援する県からは、市と県の居住支援協議会での役割分担が不明確であるとする意見があった。 ○ また、上記7市のうち残る2市及び居住支援協議会の設立に向けた検討は行っていないが居住支援に関する勉強会等を継続的に実施する1市の計3市からは居住支援協議会の新設という形を整えることに伴う負担感があり、居住支援に関係する既存の会議体を居住支援協議会とみなしてほしいとする意見があった。この負担感に係る意見については、居住支援協議会の設立に向けた検討を行っていない市ではあるが、福祉部局における既存の会議体が居住支援の一端を担っているとする複数の市からも聴かれた。 <p>住宅セーフティネット法第81条第1項において、居住支援協議会の構成員として外部からの参画が必要な者は、居住支援法人、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び社会福祉協議会その他の住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者とされており、同項の要件を満たしている場合には、適切な運営に留意しつつ、既存の会議</p>	<p>点)</p> <p>また、国土交通省及び厚生労働省は、令和6年住宅セーフティネット法改正法の施行等の際し、各都道府県知事、各指定都市の長及び各中核市の長宛てに、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行等について」（令和7年7月18日付け国住備第66号・国住心第67号・国住金第56号・社援発0718第1号・障発0718第1号・老発0718第1号国土交通省住宅局長並びに厚生労働省社会・援護局長、障害保健福祉部長及び老健局長連名通知。以下「連名通知」という。）を発出し、連名通知別紙6「地域の居住支援体制の整備を推進する居住支援協議会の設立等について」において、既に設置されている生活困窮者自立支援法に規定する支援会議（以下「支援会議」という。）等福祉関係の会議体及び居住支援協議会の特性並びに、この特性を踏まえ、これら既存の福祉関係の会議体を活用して居住支援協議会を設立・運営する場合における留意点について周知している。なお、居住支援協議会を設立・運営することに関連して、厚生労働省は、「生活困窮者自立支援法第9条第1項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドラインについて」（令和7年5月14日付け社援地発0514第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知。以下「支援会議ガイドライン」という。）において、支援会議の実施に当たって、他の会議体を活用する際の留意点について周知している。</p>

通知事項等	国土交通省及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>体をいかして居住支援協議会を立ち上げることも可能とみられるが、多くの市では、既存の会議体をいかして居住支援協議会の設立につなげることを検討している状況はみられず、新たにこれを立ち上げなければならないと認識していることで、その負担を感じている状況がみられた。</p>	
<p>(2) 住宅部局と福祉部局における居住支援の取組 (通知要旨)</p> <p>国土交通省及び厚生労働省は、両省において協議の上、市区町村の住宅部局及び福祉部局における連携した居住支援に資するため、市区町村に対して、各部局が把握可能で他部局に共有可能な居住支援に関する情報（居住支援法人の情報、公営住宅の管理等に関する情報、生活困窮者への支援策等）の例を提示すること。</p> <p>また、市区町村に対して、上記情報を活用して実施が期待される取組の例及びその取組が求められる具体的な状況や留意点を提示すること。</p> <p>(説明) 《制度の概要》</p> <p>○ 国土交通省及び厚生労働省は、住宅の確保に向けた支援や住宅を含む生活全般の包括的な支援の効果的な実施のため、居住支援協議会の構成員となっている不動産団体とのネットワークを活用し、住宅に関する課題を抱えている生活困窮者の住宅の確保に向けた支援をするなど、生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会の連携した取組の推進について、平成27年4月に地方公共団体に通知を発出している。</p> <p>また、公営住宅の管理等を通じて生活困窮者を把握し得る住宅部局が生活困窮者自立支援制度主管部局に対し、公営住宅入居者のうち支援が必要と思われる者を同部局につなぐなど、両部局が日常的に必要な情報交換等</p>	<p>→ 国土交通省及び厚生労働省は、全国説明会及び各種セミナー・勉強会等において、居住支援に関わる住宅部局及び福祉部局において居住支援の必要性が認識され、お互いの業務内容や課題認識について共有することが重要であるとして、市区町村の住宅部局や福祉部局等がそれぞれの現場において把握する居住支援に関する情報（人口・世帯状況や住宅ストックの状況、生活困窮者に対する相談事業の状況、居住支援法人の活動状況等）を整理し、市区町村における居住支援をめぐる状況を確認するためのツールとして、手引に追加した「目線合わせのための取組み診断シート」及び「基礎情報把握シート」の活用を推奨した。両シートについては、手引とともに国土交通省ホームページに掲載している。</p> <p>公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）に定める事業等を運営する社会福祉法人等に対し、公営住宅を目的外使用させる取組については、居住支援の一方策としてこれまでも実施されていたところ、国土交通省及び厚生労働省は、令和7年10月1日に同省令を改正し、同事業として、セーフティネット登録住宅及び居住サポート住宅（注）に係る事業を規定（明確化）した。連名通知別紙4「居住サポート住宅について」においては、住宅ストックの状況に応じ、当該取組の積極的な検討を改めて依頼している。このほか、連名通知別紙4にお</p>

通知事項等	国土交通省及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>の連携を行うことが重要であるとし、両部局の連携の推進について、平成31年3月に地方公共団体に通知を发出している。</p> <p>このほか、令和3年3月には、昨今の住宅確保要配慮者への支援の重要性の高まりを踏まえ、社会福祉法人や居住支援法人、NPO法人等が行う支援のために公営住宅を使用させることが可能な場合の取扱いを国土交通省が整理し、地方公共団体に通知を发出している。当該通知においては、地域の住宅事情や住宅確保要配慮者の状況等を勘案し、社会福祉法人等と連携して、公営住宅の空き住戸を活用した自立支援を積極的に推進することも依頼している。</p> <p>《調査結果》</p> <p>ア 公営住宅担当の取組</p> <p>○ 調査対象48市の公営住宅担当のうち、令和3年3月に国土交通省から地方公共団体に发出した通知において推奨される社会福祉法人等に使用させる目的外使用（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第45条第1項に基づくもの並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づくもの）を実施するものは6市にとどまり、自立相談支援事業担当からの目的外使用の要望が受け入れられなかった事例もみられた。さらに、同目的外使用等に消極的な意見を述べる市もみられた。</p> <p>○ 公営住宅担当が接する者が生活に困窮していると考えられる際の自立相談支援事業担当へのつなぎに関し、自立相談支援事業担当から文書による依頼があり、ルール化された組織的な対応を実施しているところが2市においてみられた。一方で、福祉部局に案内を行うことに関し、福祉部局と事前調整を行ったり、福祉部局から依頼を受けて実施したりしているものはないと述べる市も複数みられた。また、調査対象市のうち上記2市を</p>	<p>いては、被災者やDV被害者等の緊急に住宅の確保が必要な者に係る居住支援の取組例を示すとともに、これらの者が入居者資格を満たさない場合の対応に係る留意点を示している。</p> <p>（注）住宅セーフティネット法に基づき、日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者を入居させ、居住支援法人等が状況に応じた援助を行うこととされている住宅をいう。以下同じ。</p> <p>また、全国説明会においては、公営住宅に係る取組を含め、空き家を活用した取組や、女性高齢者等を対象とした取組、単身高齢者予備軍を対象とした取組など、地域のニーズ・状況に応じて効果的に居住支援に取り組む市区町村の事例を紹介し、周知した。</p> <p>さらに、「生活困窮者自立支援制度と住宅施策の連携について」（令和7年4月1日付け社援地発0401第22号・国住備第596号・国住心第372号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長並びに国土交通省住宅局住宅総合整備課長及び安心居住推進課長連名通知。以下「困窮制度と住宅施策との連携通知」という。）を发出し、市区町村等の住宅部局において、公営住宅入居者、入居希望者等で生活困窮者を把握した場合は自立相談支援事業等の利用勧奨に努めるよう依頼するとともに、公営住宅の家賃を滞納している場合等においては、家計改善支援事業の活用による支援が考えられることなど、公営住宅担当部局においても留意が必要な状況等を周知している。また、公営住宅の空き住戸を生活困窮者自立支援制度におけるシェルター事業に使用することも可能である旨を周知している。</p>

通知事項等	国土交通省及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>除く46市の中には、公営住宅入居者について、公営住宅担当から福祉部局へのつながりが遅れ、当該入居者の状況が悪化したと考えられる事例もみられた。</p> <p>イ 住宅セーフティネット法関係事務担当の取組</p> <p>○ 調査対象48市の住宅セーフティネット法関係事務担当のうち、セーフティネット登録住宅（注1）、協力不動産店（注2）又は居住支援法人に関する情報を住宅確保要配慮者に案内するといった対応のいずれも実施していないとするところが15市みられた。</p> <p>（注）1 住宅セーフティネット法に基づき、都道府県知事により、住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅として登録を受けた住宅をいう。以下同じ。</p> <p>2 地方公共団体からの求めに応じ、住宅確保要配慮者の円滑な入居について、協力することとしている不動産事業者・団体等</p> <p>○ 住宅確保要配慮者の円滑な入居について、不動産事業者・団体等に対し協力を求め、協力的な不動産事業者の情報を集約する等の事業である協力不動産店事業を実施するところは2市にとどまり、所在する県の居住支援協議会が協力不動産店事業を実施しているがこれを知らないとするところも1市みられた。くわえて、住宅確保要配慮者への対応において、セーフティネット登録住宅を含め、民間賃貸住宅に関する情報提供について慎重な意見を述べる市もみられた。</p> <p>○ 住宅確保要配慮者が福祉的支援を要すると認知した場合には、福祉部局につなぐ対応をとるとする意見があった一方で、福祉的支援の必要性の判断は難しく、福祉部局につなぐことができるのは、住宅確保要配慮者本人が希望した場合に限られるとする意見もあった。</p> <p>ウ 福祉部局（自立相談支援事業担当）の取組</p> <p>○ 調査対象48市の自立相談支援事業担当のうち、自立相談支援事業の一環として、民間賃貸住宅を取り扱う不動産事業者を案内するところは28市み</p>	

通知事項等	国土交通省及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>られた。また当該28市では、相談者の状況に応じて不動産事業者に同行支援する、その際に居住支援に理解があった不動産事業者とのつながりを維持するなどして、民間賃貸住宅の情報収集に取り組んでいる状況もみられた。</p> <p>自立相談支援事業で対応する相談者の中には、公営住宅の入居資格がない者や、緊急に住宅の確保が必要であり公営住宅の募集時期や公募手続を待つ余裕のない状況にある者などがいることから、居住支援には公営住宅だけでは不足があるといった意見が17市から聴かれた。</p> <p>○ 調査対象48市の中には、生活困窮者を把握した場合には自立相談支援事業担当に情報提供するよう、住宅部局を含む関係各課に対して文書で依頼したところ、公営住宅の家賃滞納者への納付指導の際に把握された生活困窮者に対して同担当に相談するようつながりが行われ、支援につながったことがあるとする市がみられた。また、公営住宅の目的外使用の働き掛けをしたことがあるとする市もみられた。なお、住宅部局に対し、民間賃貸住宅の情報を福祉部局に積極的に提供すべきであるとの要望や民間賃貸住宅の供給拡大に資するような施策を推進すべきであるとの要望を行ったとする市はみられなかった。</p> <p>エ 住宅部局と福祉部局（自立相談支援事業担当）の両施策に関わる取組</p> <p>○ 居住支援協議会を未設立の理由や状況について、居住支援協議会を未設立の39市のうち、30市の住宅セーフティネット法関係事務担当は、「住宅確保要配慮者からの相談に対しては、各部署が必要に応じ事実上連携して対応できている」、「住宅確保要配慮者からの相談はあるが、公営住宅等により対応可能」、「住宅確保要配慮者からの相談が少ない」の複数又はいずれかを挙げている。</p> <p>他方、福祉部局（自立相談支援事業担当）においては、公営住宅の入居資格のない者への対応を通じて、民間賃貸住宅を含めた住宅確保に取り組</p>	

通知事項等	国土交通省及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>む状況がみられ、中には、福祉部局（自立相談支援事業担当）は、住宅確保要配慮者の住宅の確保先として公営住宅のみでは足りず、民間賃貸住宅の確保を要すると認識している一方、住宅部局は、「住宅確保要配慮者からの相談はあるが、公営住宅等により対応可能」と認識しており、両部局における居住支援に係る現状認識及び連携した取組の必要性に係る認識に齟齬（そご）があるところがみられた。</p> <p>○ 調査対象48市の住宅部局のうち22市は、国土交通省に求めることとして、「居住支援に関し、住宅セーフティネット法関係事務担当が担う範囲・役割等を明確化して示してほしい」を挙げ、15市は「住宅確保要配慮者からの相談対応に関するマニュアルを提供してほしい」を挙げた。</p> <p>調査対象48市の福祉部局（自立相談支援事業担当）のうち26市が、厚生労働省に求めることとして、「居住支援に関し、自立相談支援事業担当が担う範囲・役割等を明確化して示してほしい」を挙げた。</p>	
<p>(3) 居住支援に当たっての個人情報の取扱い (通知要旨)</p> <p>国土交通省及び厚生労働省は、両省において協議の上、市区町村による居住支援の適切かつ効果的な実施に資するため、市区町村に対して、住宅確保要配慮者の個人情報の取扱いの参考となる情報を整理して提示すること。</p> <p>(説明) 《制度の概要》</p> <p>○ 地方公共団体の関係部局等が住宅確保要配慮者への居住支援に当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に基づき適正に行うことが必要である。利用目的内で保有個人情報を利用・提供することが原則で</p>	<p>→ 国土交通省及び厚生労働省は、住宅確保要配慮者の個人情報の取扱いについて、全国説明会に関する情報を整理・掲載する国土交通省ホームページの「Q&A【事業者向け】」において、住宅確保要配慮者の相談対応においては、個人情報保護法に基づき、住宅確保要配慮者の個人情報を取り扱う必要がある旨を示すとともに、個人情報の第三者提供に当たっては、本人同意をあらかじめ得ることや構成員に対する守秘義務がある支援会議の活用などの方策について周知し、併せて、支援会議における個人情報の取扱いに関しては支援会議ガイドラインを参照するよう依頼している。</p> <p>また、全国説明会において、住宅確保要配慮者からの相談事例に携わる居住支援協議会の取組例を紹介する中で、当該取組においては、アセスメ</p>

通知事項等	国土交通省及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>あり、法令に基づく場合、本人の同意があるとき、相当の理由があるとき又は特別の理由があるときといった例外を除き、利用目的外での利用・提供はできない。</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 調査対象 48 市のうち、関係部局・団体と連携して住宅確保要配慮者からの相談に対応する 2 市の住宅セーフティネット法関係事務担当から、福祉部局や不動産事業者等との住宅確保要配慮者に係る個人情報の共有について、判断に苦慮することがあるため、情報共有を円滑に行うための個人情報の取扱いについてガイドライン等により示してほしいといった意見があった。また、公営住宅の入居者の異変等を端緒に福祉的支援につなげようとする 3 市の公営住宅担当から、公営住宅の入居者に係る個人情報を福祉部局と共有することについて疑義があり、個別の入居者の対応に当たって判断に苦慮することがある等の意見もあった。</p>	<p>ントシートを使用し、必要に応じて居住支援の関係者間で情報共有する旨の本人同意をあらかじめ得ることで、適切に居住支援を実施している事例を説明し、周知した。</p> <p>厚生労働省は、支援会議ガイドラインにおいて、支援会議で取り扱う個人情報、生活困窮者の自立の支援を図るために必要最小限の情報に限定されることや、取り扱うことが想定される個人情報の内容や取扱主体を具体的に提示するとともに、支援会議の構成員に対して守秘義務を掛けることによって、支援関係者の積極的な参加や情報交換、連携を可能としている旨を周知している。</p>
<p>2 市区町村における居住支援法人をいかした取組</p> <p>(1) 都道府県から市区町村への居住支援法人の情報の提供</p> <p>(通知要旨)</p> <p>国土交通省及び厚生労働省は、両省において協議の上、市区町村における居住支援法人をいかした居住支援の取組の推進に資するため、都道府県に対して、指定した居住支援法人に関する詳細な情報（業務内容・範囲、活動実績、得意分野等）を市区町村に提供するよう促すこと。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 居住支援法人は、住宅確保要配慮者に対し、住宅情報の提供や相談対応、</p>	<p>→ 国土交通省及び厚生労働省は、連名通知別紙 5「居住支援法人について」において、都道府県に対し、指定した居住支援法人に関する詳細な情報（業務内容・範囲、活動実績、得意分野等）を把握した場合には、地域における総合的かつ包括的な居住支援体制の整備に向け、居住支援法人と市区町村の一層の連携を促進するため、指定した居住支援法人の同意を得た上で、当該居住支援法人の情報を関係市区町村に提供するよう周知している。</p>

通知事項等	国土交通省及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>見守りなどの生活支援等を業務として行う法人であり、NPO 法人等の団体が都道府県知事により指定され、令和 6 年 3 月末現在、全国で 851 法人が活動している。</p> <p>○ 居住支援法人の指定を受けようとする者は、令和 6 年住宅セーフティネット法改正法による改正前の住宅セーフティネット法においては、申請書を都道府県知事に提出し、当該申請書には、支援業務の実施に関する計画として、組織及び運営に関する事項や支援業務の概要に関する事項を記載した書類等を添付しなければならないとされていた。これらの申請書及び添付書類の様式等は、各都道府県において定められていることから、細部は都道府県により異なっていた。</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 調査対象 48 市のうち 18 市から、居住支援法人の業務内容・範囲、活動実績、得意分野等の詳細な情報の提供を望む意見が聴かれた。</p> <p>○ 調査対象 15 県においては、居住支援法人の指定に際し、支援業務の実施に関する計画等を提出させて、指定後に行おうとする業務内容・範囲、得意分野等を、また、現に行っている業務の概要を記載した書類や居住支援活動の実績を記載した書類等を提出させて、活動実績、得意分野等を把握していると考えられる状況がみられた。</p> <p>○ 調査対象 15 県のうち 11 県は、居住支援法人の指定に係る申請書を受領した際に、当該申請書等の情報を市区町村に提供していないが、4 県は、申請者の所在市区町村や申請者が業務区域とする旨を申し出た市区町村に対して、指定に係る意見照会のために、これを提供していた。当該 4 県の中には、口頭により申請者から市区町村に情報提供することの同意を得て、申請書等の書類一式を送付しているところもみられた。</p> <p>○ 調査対象 45 居住支援法人のうち 35 法人からは、指定の申請時に県に</p>	

通知事項等	国土交通省及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>提出した情報が市区町村に提供されることについて、特段懸念することはない、提供する方がよいとする肯定的な意見があった。</p> <p>なお、調査対象 45 居住支援法人の中には、居住支援法人の活動等に対する市の理解不足により、市との関係構築に苦慮しているところがあるが 9 法人みられた。</p>	
<p>(2) 居住支援法人の円滑な活動 (通知要旨)</p> <p>国土交通省及び厚生労働省は、両省において協議の上、居住支援法人の円滑な居住支援活動の実施に資するため、市区町村に対して、居住支援法人との連携に関し留意すべき事項を整理し、提示すること。</p> <p>また、国土交通省は、居住支援法人が地方公共団体と連携しながら行う、地域のニーズ・状況に応じた効果的な支援の実施に資するため、居住支援法人に対する補助事業について、補助要件や事務手続の見直しを検討すること。</p> <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査対象 45 居住支援法人のうち 4 法人において、住宅確保要配慮者に関する情報が個人情報であることなどを理由に市区町村から十分な情報提供が行われなかったため支援を進める上で対応に苦慮したことがあったとしたものがみられた。 ○ また、7 法人において、市区町村との間で適切な連携が図られず、難しい案件への対応を強いられたことがあるとするものや、支援を進める対応を円滑に行うことができなかったことがあるとするものがみられた。 ○ さらに、持続的な居住支援に資するため、引き続き国の財政措置（補助金分配等における算定・加算方法の見直しを含む。）や、補助事務手続の 	<p>→ 国土交通省及び厚生労働省は、連名通知別紙 5「居住支援法人について」において、居住支援法人における市区町村との連携した居住支援活動の実施に資する留意点として、市区町村の福祉部局等は、地域において住宅確保要配慮者等を支援する団体の情報等の実情を把握している場合が多い旨を挙げ、居住支援法人の指定の審査等に当たっては、福祉部局の有する高齢者、障害者、生活困窮者等の福祉に関する知見を活用するとともに、福祉に関する各種施策や事業との適切な連携を図るよう周知している。</p> <p>また、連名通知別紙 6「地域の居住支援体制の整備を推進する居住支援協議会の設立等について」において、市区町村が居住支援体制を整備するに当たって留意すべき事項として、住宅確保要配慮者に係る個別ケースの対応においては、様々な関係者・団体等がお互いの得意分野・専門分野をいかし、適切な役割分担により支援等を行うことが重要であり、居住支援法人等の特定の主体のみが相談窓口や支援等の対応を任せられることがないよう留意が必要である旨を周知している。</p> <p>厚生労働省は、生活困窮者自立支援制度に基づく各事業の実施に当たって、居住支援法人が行う業務との連携を図ることが努力義務とされていることを踏まえ、居住支援法人の業務の継続性の観点からも、困窮制度と住宅施策との連携通知において、自立相談支援事業における住まいに関する</p>

通知事項等	国土交通省及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>見直し、報告対象となる実績の範囲の明確化を求める意見・要望が20法人から聴かれた。</p>	<p>相談支援や地域居住支援事業（注1）など、居住支援法人に委託が可能な業務等を示し、周知するとともに、全国説明会等において、考えられる連携の例を周知した。</p> <p>さらに、国土交通省は、居住支援法人における地方公共団体との連携による円滑な居住支援活動の実施に資するよう、居住支援法人に対する補助事業である居住支援協議会等活動支援事業について、令和6年度に引き続き、7年度の応募条件においても「地方公共団体等との居住支援に関する一定の連携」を追加し、その旨を全国説明会等の場を通じて地方公共団体に対しても周知した。</p> <p>上記補助事業に係る事務手続について、令和7年度においては、応募様式から前年度実績に係る様式を削除したほか、前年度まで提出が必要であった六つの資料（注2）について、相談内容整理表に変更することによって集約を行った。今後も、居住支援法人の活動に資するよう、補助要件や事務手続について、継続して検討していく。</p> <p>（注）1 シェルター等を退所した者、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある者等に対して、日常生活を営むのに必要となる支援等を行う事業</p> <p>2 ①相談対応シート（アセスメントシート）、②入居中居住支援業務日誌、③障がい者向け入居前相談支援業務日誌、④刑務所出所者向け入居前相談支援業務日誌、⑤外国人向け入居前相談支援業務日誌、⑥孤独・孤立防止対策に資する入居中の居住支援業務日誌</p>
<p>3 都道府県による市区町村の取組への支援（通知要旨）</p> <p>国土交通省及び厚生労働省は、両省において協議の上、都道府県による市区町村に対する支援の充実に資するため、都道府県に対して、都道府県（都道府県居住支援協議会）が実施可能な市区町村に対する支援手法の周知徹底を図ること。</p>	<p>→ 国土交通省は、手引「第8章 都道府県の役割～市区町村支援の視点を中心に～」において、都道府県が市区町村居住支援協議会の設立に向けて支援する際のポイントを整理し、役割（①情報及びつながりの収集・蓄積、②普及啓発活動、③市区町村と関係団体との連携支援、④市区町村間の連</p>

通知事項等	国土交通省及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>また、都道府県に対し、当該都道府県が実施し得る支援策を市区町村に対し提示するよう促すこと。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 国土交通省は、令和3年4月に作成した「居住支援協議会 設立・運営の手引き」において、都道府県による市区町村に対する支援として、①市区町村の個別のニーズや取組状況の把握、②居住支援法人の活動や居住支援協議会設立に係る事務処理等についての情報提供、③居住支援の関係団体や居住支援協議会を設立済みの市区町村の間でのネットワーク構築、④都道府県における推奨的な取組の実例、⑤市区町村に対する支援体制の典型的な類型について示している。</p> <p>また、各都道府県は、全て居住支援協議会を設立済みであり、居住支援協議会を通じた情報提供や関係者のネットワークづくりなどを行うことにより、区域内の市区町村における居住支援の取組を支援している。</p> <p>《調査結果》</p> <p>(1) 都道府県居住支援協議会による支援</p> <p>○ 調査対象 15 県のうち 11 県の居住支援協議会において、令和3年度から5年度までの間に、居住支援に関連した制度や居住支援法人との連携事例などに関する知見を深めてもらうこと等を目的とした、講義形式でのセミナーや勉強会、研修会等を開催しており、このうち7県では、これらを定期的に開催している状況がみられた。</p> <p>上記研修会等の開催のほか、各県の居住支援協議会の構成員や関係職員などの間で居住支援に関する情報交換や意見交換を実施できるよう、意見交換会・交流会などを開催しているところが10県みられた。</p>	<p>携促進) ごとの目的や手法例、具体的な事例等について説明し、手引を国土交通省ホームページへ掲載しているところ、国土交通省及び厚生労働省は、全国説明会や各種セミナー・勉強会等を実施し、手引第8章の説明、周知を行った。また、連名通知別紙6「地域の居住支援体制の整備を推進する居住支援協議会の設立等について」を発出し、都道府県及び都道府県居住支援協議会に対し、手引等を参考に、市区町村居住支援協議会の設立のための伴走支援のスキルやノウハウの取得に取り組むよう依頼している。</p> <p>さらに、令和7年度居住支援伴走支援プロジェクトスタートアップミーティング(注1)及び2025年度居住支援研修会(注2)等において、都道府県に対し、市区町村居住支援協議会設立のためにできる都道府県の具体的な支援方法を説明し、市区町村に提示するよう促した。</p> <p>(注)1 関係者との合意形成や手順の整理に不安を抱える都道府県や都道府県居住支援協議会、市区町村など、「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」に採択された団体が参加する会合。同プロジェクトにおいては、居住支援協議会の設立等を支援するため、採択団体が都道府県であれば当該都道府県に対し市区町村への支援方法についての助言等を実施</p> <p>2 居住支援協議会等活動支援事業に申請した居住支援法人は受講が必須となっている研修会。居住支援法人のほか、居住支援に関連する福祉や不動産団体、都道府県等が、居住支援の現場に求められる知識と役割を習得するため受講するもの</p>

通知事項等	国土交通省及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>○ 一方で、令和3年度から5年度の各年度の居住支援協議会の開催回数が0回又は1回にとどまる県で活動する居住支援法人からは、当該居住支援協議会の事務局である県の見解(年1回又は2回の開催が妥当とするものなど)と異なり、居住支援協議会の活動は低調であり、市区町村の住宅部局の職員と顔の見える関係づくりを行うことなどのため、より積極的・活発な活動を望んでいる状況がみられた。</p> <p>(2) 居住支援協議会以外の都道府県による支援</p> <p>○ 調査対象15県の中には、県居住支援協議会以外による取組として、市区町村における居住支援協議会の設立意向を把握し、関心を示す市区町村に対して、個別に出向いて居住支援協議会の設立等に関する説明を行った事例や、区域内の市区町村で居住支援協議会の設立を経験した者を講師として、まだ居住支援法人の指定を受けていない社会福祉法人等を対象に、セミナーを実施している事例がみられた。</p> <p>○ 一方で、市区町村に対する支援に当たって、具体的な連携の在り方及びそれを実現するための支援方法が分からないなどとして、国からの情報提供の充実を求める意見・要望を挙げているところが4県みられた。</p>	